

財務諸表に係る知事の承認について

知事の承認項目

【 承認にあたっての確認ポイント 】

- ◆承認に係る手続（地方独立行政法人法第 34 条第 1 項及び第 2 項）は適正か。
- ◆地方独立行政法人会計基準に沿った財務諸表が作成されているか。

確認事項	事務局確認結果
①提出期限は遵守されたか。 (当該事業年度の終了後三月以内)	6 月 30 日までに提出されている。 (令和 8 年 6 月 29 日に提出。)
②提出すべき書類が提出されているか。 ＜財務諸表＞ ○貸借対照表 ○損益計算書 ○利益処分又は損失処理に関する書類 ○キャッシュ・フロー計算書 ○純資産変動計算書 ○附属明細書 ＜添付書類＞ ○事業報告書 ○決算報告書 ○監査報告	全て提出されている。
③事業報告書は、設立団体の規則で定める事項が記載されているか。	岐阜県地方独立行政法人法施行細則第 10 条第 2 項に基づき、記載されている。
④決算報告書は、予算の区分に従い作成されているか。	法人の年度計画予算の区分に従い作成されている。
⑤財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見が付いているか。	監査報告において、財務諸表及び決算報告書に関する意見が記載されている。 財務諸表に関する意見 「法人の財政状態、運営状況、純資産の変動状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していると認めます。利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。附属明細書は、記載すべき事項を正しく表示しており、指摘すべき事項は認められません。」 決算報告書に関する意見 「予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。」

⑥地方独立行政法人会計基準に沿った財務諸表が作成されているか。	地方独立行政法人会計基準に基づき、法人の財政状態、運営状況等を適正に示している。 また、運営費交付金に係る会計処理についても、期間進行基準及び費用進行基準の適用事業ごとに、それぞれ適正に収益化されている。
---------------------------------	---

参 考

1 根拠法令

【地方独立行政法人法】 (財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第1項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 略

【岐阜県地方独立行政法人法施行細則】 (財務諸表等)

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 次号に掲げる法人以外の法人 行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
- 二 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第五号及び次条第二号において「公立大学法人」という。） 純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

2 法第三十四条第二項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人の目的及び業務内容
- 二 県の政策における法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要（公立大学法人にあっては、中期計画の概要）
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 法人に関する基礎的な情報

【岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例】 (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることとする。

- 一 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可に関する事項
- 二 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関する事項
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 地方独立行政法人会計制度の概要

①企業会計原則の導入

複式簿記を導入し、企業会計並みの財務諸表を作成させることで、資産・負債の状態や業務実施のための費用負担状況、収益獲得の状況を把握可能とした。

また、住民等が負担するコスト（税財源で賄うこととなる法人運営コスト）も提供させることとした。

②地方独立行政法人の特性に応じた会計処理の工夫

原則として独立採算を前提としない地方独立行政法人の特性を勘案し、企業会計には見られない運営費交付金等の特有の会計処理に対応した会計基準（「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」）を採用。

また、主たる業務が教育・研究である公立大学法人については、授業料の負債計上や収益化に関して期間進行基準を採用するなど、一定の配慮をしている。

<財務諸表の種類>

名 称	内 容
貸借対照表	法人の財政状態（ある時点における資産、負債及び純資産）を表示
損益計算書	法人の運営状況（発生した費用及び獲得した収益）を表示
キャッシュ・フロー計算書	法人の業務に伴う資金の収支状況を表示
利益の処分又は損失の処理に関する書類	損益計算書で算出された利益の処分状況（目的積立金への整理等）又は損失の処理状況を表示
純資産変動計算書	法人の純資産の会計年度における変動を表示
附属明細書	上記財務諸表に関する補足的情報を表示